

商品概要説明書

外貨定期預金

商品名	外貨定期預金	
販売対象	法人・個人	
預金保険	外貨預金は預金保険の対象外です。	
期間	原則、1か月、3か月、6か月、12か月 自動継続方式(元利継続型)および非継続方式の取扱いとなります。 ・自動継続方式:利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 ・非継続方式:元利金を満期日以後に一括して払い戻します。	
受付時間	10:00～14:00までとさせていただきます。	
預入	(1)預入方法	当金庫所定の時間においての一括預入です。 ただし、預け入れは、「円預金からの振り替え」、「外貨預金からの振り替え」のみの取扱いとなります。 (「円の現金での預け入れ」、「外貨現金および外貨T/Cでの預け入れ」はできません。)
	(2)最低預入額	100通貨単位
	(3)預入単位	1補助通貨単位まで預入可能
	(4)預入通貨	米ドル、ユーロ
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。 解約する場合は満期日の前営業日14:00までにお申し出ください。 ただし、払い出しは、「円預金への振り替え」、「外貨預金への振り替え」のみの取扱いとなります。 (「円の現金での払い出し」、「外貨現金および外貨T/Cでの払い出し」はできません。)	
利息	(1)適用利率	預け入れ時の利率を満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率を適用します。 利率については窓口にお問い合わせください。
	(2)利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
	(3)計算方法	原則として、付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算
税金	(個人のお客さま) ・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・利息はマル優の対象外です。 ・為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年取2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 (法人のお客さま) ・総合課税 ※くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士に相談いただきますようお願いいたします。	
手数料および適用相場	預け入れ・引き出し方法や通貨により手数料などが異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめ提示することはできません。 くわしくは後記「外貨定期預金の預け入れと引き出しに関する手数料および適用相場」をご覧ください。	
付加できる特約事項	ございません。	
期日前解約の取扱い	原則としてお取扱いできません。万が一、当金庫がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用利率は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。	
当金庫が対象業者となっている認定投資者保護団体	ございません。	
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	

外貨定期預金の預け入れと引き出しに関わる手数料および適用相場

	預け入れ・引き出し方法	手数料および適用相場
預け入れ	円預金からの振り替え	円を外貨にする際(預入時)には、手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用。TTSレートには、為替手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円40銭)が含まれています。
	本人の外貨預金からの振り替え	本人間の振り替えは、手数料がかかりません。
引き出し	円預金への振り替え	外貨を円にする際(引出時)には、手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用。TTBレートには、為替手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円40銭)が含まれています。
	本人の外貨預金への振り替え	本人間の振り替えは、手数料がかかりません。

・上記手数料には消費税などはかかりません。

・T/Cとは、トラベラーズチェックのことをさします。